

## ティーエムアールオー両立支援行動計画

社員が仕事と育児・介護・看護を両立するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成29年7月1日～平成31年12月30日まで

2. 内容

### <目標1>

・育児休業等を取得しやすい環境作りのため、管理職の研修等の啓発活動を行う。

### <対策>

平成29年8月～	・従業員や管理職へアンケート調査による実態把握・社内委員会での検討開始
平成29年11月～	・管理職を対象とした研修の実施
平成29年12月～	・社内報・イントラネット等による周知・啓発の実施

### <目標2>

・育児休業をしている労働者の職業能力の開発及び向上のための情報提供を行う。

### <対策>

平成30年2月～	・電話やメールなどにより、休業中の従業員との連絡を密にし、業務の進捗状況の報告など情報提供し、復職しやすい環境を整える・育児休業後に従業員が復職しやすくするため、休業中の従業員に資料送付等による情報提供を行う制度を導入・実施する
復帰1ヶ月前	・復帰前に技術の確認や新商品等の確認を行う

### <目標3>

・妊娠中の女性従業員の母性健康管理についてのパンフレットを作成して従業員に配布し、制度の周知を図る。

### <対策>

平成30年6月～管理職の研修の実施・相談員の設置、8月～パンフレット作成、10月～従業員への周知と説明会開催	・パンフレット作成、社内報・イントラネット等による従業員への周知・従業員向け説明会開催・相談員・管理職の研修の実施
--	---

### <目標4>

・妊娠中や産休・育休復帰後の女性従業員のための相談窓口を設置する。

### <対策>

平成30年12月～管理職の研修の実施・相談員の設置、平成31年2月～パンフレット作成、4月～従業員への周知と説明会開催	・パンフレット作成、社内報・イントラネット等による従業員への周知・従業員向け説明会開催・相談員・管理職の研修の実施
---	---

<目標5>

- ・産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

平成31年6月～管理職の研修の実施・相談員の設置、8月～パンフレット作成、10月～従業員への周知と説明会開催

・パンフレット作成、社内報・イントラネット等による従業員への周知・従業員向け説明会開催・相談員・管理職の研修の実施

---